参加者の資格に関する公示

令和7・8年度において国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「当機構」という。)における建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る競争契約の参加 資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

なお、令和7・8年度における国土交通省、国土交通省各地方整備局、国土交通省 北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局に有効な建設工事又は測量・建設コンサルタ ント等業務に係る競争参加資格(等級格付けについては5(1)②及び(2)②に基づ き読み替える)を有する者は、当機構の競争契約においても有効な参加資格(工事場 所によって有効とする参加資格は当機構の契約担当が指定する)を有するものとして 扱うので、申請の必要はありません。

令和7年2月12日

国立研究開発法人情報通信研究機構 契約担当理事 増山 寛

- 1 建設工事の種別及び測量・建設コンサルタント等の業種区分
 - (1) 建設工事 (14種類)

① 十木一式工事	8防水工事
②建築一式工事	⑨機械器具設置工事
③とび、土工、コンクリート工事	⑩電気通信工事
④電気工事	⑪造園工事
⑤管工事	12)建具工事
⑥ほ装工事	⑬消防施設工事
⑦塗装工事	19解体工事

(2) 測量・建設コンサルタント等(5種類)

①測量	④地質調査業務
②建築関係建設コンサルタント業務	⑤補償関係コンサルタント業務
③土木関係建設コンサルタント業務	

2 申請の時期

<u>定期審査申請の受付</u>は、公示日から令和7年2月28日(金)までとする。(ただし、土・日曜日、祝・祭日を除く)

なお、<u>定期の受付時期を過ぎた場合でも随時に受付及び審査を行うが、その場合、事務処理の都合により</u>入札に間に合わないことがあるので、余裕を持って申請すること。

- 3 競争参加資格の申請方法
 - (1) 申請の方法
 - ① 当機構ホームページ web フォームより作成の手引き及び画面指示に従って申請すること

https://www.nict.go.jp/tender/sanka-sikaku.html

「競争参加資格について」→「情報通信研究機構の競争参加資格の申請」

- ー web フォーム申請
 - (ア)建設工事

「Web フォームによる申請」→「参加資格申請(建設工事)」

(イ) 測量・建設コンサルタント等 「Web フォームによる申請」→「参加資格申請(測量・コンサル)」

- 二 作成の手引き
 - (ア) 建設工事

「競争参加資格申請書類の作成の手引き(建設工事)」

(イ) 測量・建設コンサルタント等 「競争参加資格申請書類の作成の手引き(測量・建設コンサルタント)」

- ② 申請完了のメールを送付するので、メールが届いたことを確認すること。
- (2) 申請書の提出方法
 - ① 建設工事に係るもの
 - 一 申請書
 - 二 添付書類
 - (ア) 工事経歴書
 - (イ) 建設共同企業体協定書の写し 建設共同企業体として申請する場合に限る。
 - (ウ) 総合評定値通知書の写し

建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 21 条の 4 に規定するもので、申請日から直近のものをいい、平成 20 年国土交通省告示第 85 号第一の四の 1 (一)に規定する雇用保険及び(二)に規定する健康保険及び(三)に規定する厚生年金保険にいずれも加入している又は適用除外とされているものに限る。

ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入であった後に、当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証する書類を併せて提出するものとする。

「当該事実を証する書類」とは、次に示すいずれかの書類とする。

- 「健康保険・厚生年金保険」領収書の写し
- 「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概要・確定保険料申告書の 写し
- 「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)の写し
- 適用除外誓約書

共同企業体の場合は、各構成員の総合評定通知書等の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書等の写しをそれぞれ提出すること。

- (エ) 建設業許可申請書の写し
- (才) 納稅証明書
- (カ) 誓約書(提出されていない場合)
- (キ) 確約書(提出されていない場合)
- ② 測量・建設コンサルタント等に係るもの
 - 一 申請書
 - 二添付書類
 - (ア) 測量等実績調書
 - (イ) 技術者経歴書
 - (ウ) 登記事項証明書(法人の場合)又は身元証明書(個人の場合)
 - (エ) 登録証明書等(営業に関し、法律上必要とする登録の証明書等)
 - (才) 財務諸表類
 - (力) 納稅証明書
 - (キ) 誓約書(提出されていない場合)
 - (ク) 確約書(提出されていない場合)
 - ※添付可能なファイル形式は、以下のとおりです。 これ以外の形式のファイルは添付できません。
 - PDF GIF JPG JPEG
 - ・XML (「e-Tax (国税電子申告・納税システム)」で取得した電子納税証明 書のみ添付可能)

添付するファイルの容量は、各資料最大で 10MB(メガバイト)以下にすること。

(3) その他

- ① 申請書類は、日本語で記載するものとする。また、添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付すること。
- ② 行政書士等の代理申請による場合は、申請者からの委任状を添付すること。

- 4 競争に参加することができない者
 - (1) 情報通信研究機構契約事務細則第3条の規定に該当する者
 - (2) 情報通信研究機構契約事務細則第4条の各号の一に該当すると認められる 者であって、当機構が競争契約への参加を制限した者
 - (3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
 - (4) 建設工事及び測量・建設コンサルタント等に関し、法律上必要とする資格 を有していない者
 - (5) 申請書及び添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事 実について記載をしなかった者
- 5 競争参加者の資格及びその審査
 - (1) 建設工事の競争契約についての資格、資格審査事項及び等級の決定方法
 - ① 資格の審査
 - 1(1)の建設工事の種別ごとに、総合評定値通知書の総合評定値をもって行う。
 - ② 資格の等級の決定方法 建設工事の競争に参加できる者の資格は、上記①の総合評定値により別記の 区分に基づいて格付けします。
 - (2) 測量・建設コンサルタント等の競争契約についての資格、資格審査事項及 び等級の決定方法
 - ① 資格の審査
 - 1(2)の測量・建設コンサルタント等の業種区分ごとに、次に掲げる事項について行う。
 - 一 年間平均実績高
 - 二 経営規模
 - ア 自己資本額
 - イ 有資格者職員数
 - 三 経営比率及び営業年数
 - ア 流動比率
 - イ 営業年数
 - ② 資格の等級の決定方法

測量・建設コンサルタント等の競争に参加できる者の資格は、上記①に基づいて、1(2)の測量・建設コンサルタント等の業種区分ごとに資格を定めます。

なお、資格の等級の格付けは行わない。

6 資格審査結果の通知

「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」により申請者に通知(電子メール

にて送付)する。

7 資格の有効期間

定期審査での有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。 なお、随時審査した場合は、資格を付与されたときから令和9年3月31日まで とする。

8 資格審査に関する照会先

国立研究開発法人情報通信研究機構 財務部契約室 契約管理グループ 電子メール: shikaku-shinsa@ml.nict.go.jp

〒184-8795 東京都小金井市貫井北町4-2-1

9 その他

(1) 会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者(有資格者)の手続

有資格者が「会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各1部を添え、本公示8の提出先に速やかに提出すること。

- ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書 (鮮明であれば写しでも可)
- イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類 (鮮明であれば写しでも可)
- ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等) なお、書類の提出によりその資格が継続するが、当機構が詳細の現状把握を 必要と判断する場合には、ヒアリング等を実施する場合がある。
- (2) 合併・分社・廃業の場合の手続 有資格者に合併、分社又は廃業があった場合は、本公示8の連絡先に速やかに 連絡すること。
- (3) 資格審査結果通知書の再発行について 再発行手続きについては、本公示8の連絡先に相談すること。

別記1 工事種別ごとの等級格付け及び予定価格の範囲

[掲載順序 工事種別 ①総合評定値:等級 ②等級:予定価格の範囲]

(1) 土木一式工事、建築一式工事

① 990以上		: A
830以上	990未満	: B
760以上	830未満	: C
	760未満	: D

② Aは3億円以上、Bは1億円以上3億円未満、Cは3,000万円以上1億円 未満、Dは3,000万円未満

(2) (1) 以外の工事

1	8 7 0 以上		: A
•	7 8 0 以上	870未満	: B
		780未満	: C

② Aは5,000万円以上、Bは2,000万円以上5,000万円未満、Cは 2,000万円未満